



令和 2 年 第 4 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 2 年 4 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

## 第4回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和2年4月28日(火)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	20	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	21	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	22	農地法第3条許可申請について
5	16	農地法第5条許可申請について
6	17	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水 孝広  
主幹兼農地係長 永江 靖博  
農地係参事補 前原 光博

午前9時30分 開会

議長 令和2年第4回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。5番鮫島裕次委員6番水野正子委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第20号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号27号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者 ○○ ○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号28号は所有者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者 ○○ ○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

全体の解約面積は畑が3筆で1,311㎡、田が1筆で413㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号27号から28号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、同意することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律31条の規定により、眞茅委員の除斥をお願いいたします。

(眞茅委員除斥)

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号 議案第21号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 真茅地区31号、〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんは経営類型 茶複合型で経営面積は829aです。農業労働力は3名です。

〇〇〇〇さんは、これまで個人で認定農業者となっていましたが、先の担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、〇〇〇〇さんとの連名で計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、承認することに決定いたしました。

(真茅委員着席)

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号2号)

整理番号2号についてご説明申し上げます。

整理番号2号の申請地は、鹿籠麓町〇〇番、田、401㎡・〇〇番、田、413㎡、合計814㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、72歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、会社員兼農業、63歳、南さつま市坊津町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人が、申請地の管理が困難になったことから、隣接する土地を所有する譲受人に無償譲渡するものであります。

整理番号2号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については5ページに掲載してあります。

申請地は、鹿籠麓町・有山内科病院の北西側約〇〇m に位置し、岩崎下基盤整備地区内に位置します。

整理番号2号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

(整理番号3号)

続きまして、整理番号3号についてご説明申し上げます。

整理番号3号の申請地は、茅野町〇〇番、畑、892㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、65歳、大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、38歳、茅野町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の経営規模の拡大ということであります。

整理番号3号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については7、8ページに掲載してあります。

申請地は、茅野町、茅野共同製茶工場から、北西側約〇〇mに位置します。

整理番号3号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号2号について、畑野委員をお願いします。

10番(畑野委員) 整理番号2号について報告いたします。

4月12日、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人は、鹿児島市にお住まいの〇〇〇〇さん、72歳、会社員です。

譲受人は、坊津町清原にお住まいの〇〇〇〇さん、63歳、農業兼会社員です。

申請地は、事務局の説明の通りです。

〇〇番は、東側は市道、西側は畑、南側と北側は耕作放棄された田んぼです。

譲受人が、27～28年位前まで、隣接する 〇〇・〇〇・〇〇 の田んぼを一括して耕作されていたそうです。

今回の取得により4筆を一括して水稲作として耕作する予定であります。

〇〇番は、東側は宅地、西側は市道、南側と北側は水稲作された田んぼです。

取得後は、水稲作として営農を行う計画であり本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、妥当な申請ではないかとみて参りました。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号3号について、篠原委員をお願いします。

11番(篠原委員) 整理番号3号について報告いたします。

4月8日の午前6時半から譲受人の立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は茅野集落の茶業農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、西側は道路，その他の周囲は茶畑であり，50年位前まではここは宅地でありました。現在，遊休地になっています。

取得後は，茶畑として，周囲と一体となった営農を行う計画であり，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請については，原案の通り申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第22号は，承認することに決定いたしました。

次に，日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず，議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で，所有権の移転に関する申請が2件・使用貸借権の設定が1件です。

[整理番号14号]

整理番号14号の申請地は立神北町〇〇番〇，畑，440㎡です。

借人は 〇〇〇〇さん，会社員です。

貸人は 〇〇〇〇さん，会社員です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の母です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在親と同居のため，母の所有する土地を借りて，自分の家を建てるため。」とのこと

です。

申請地は11ページに掲載してあります。

下野原公民館から南側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定

がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は440㎡で問題ないものと思われま

す。

一般住宅転用にあたり，分筆し，申請地を一般住宅として，利用されるものです。

0.5mの盛土をおこないますが，農地境界にはブロック壁を施します。

建物は高さ5.7mの平屋であり，分筆境界より2m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

〔整理番号15号〕

整理番号15号の申請地は妙見町〇〇番〇，畑，210㎡です。

譲受人は 〇〇〇〇さん，農業です。

譲渡人は 〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在借家であり，申請地に住宅を建てる為。」とのことです。

申請地は，13ページに掲載してあります。

妙見町・瀬崎機械より東北側〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は210㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり，境界には擁壁及びブロック積を施します。

建物の高さは4.4mの平屋であり，農地境界より1.5m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

〔整理番号16号〕

整理番号16号の申請地は栄本町〇〇番，田，530㎡です。

譲受人は 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さん，土木建築工事業です。

譲渡人は 〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は建設用資材置場です。

申請事由は，「申請地及び隣地(墓地跡)を譲り受け，一体で建設用資材置場として利用したい。」とのことです。

申請地は，15・16ページに掲載してあります。

栄本町・井上工業より，北東側〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

計画面積は530㎡で問題のないものと思われます。

計画内容は4tトラック他建設車両10台及び足場用板材など置場の整備です。

資材置場への転用にあたり，1.5mの盛土をおこない，東側及び南側農地境界には擁壁を施します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号14号から15号までの2件について、水野委員をお願いします

6番（水野委員） まず整理番号14号について報告いたします。

4月17日 楠農業委員・桑原推進委員・有村推進委員・事務局の前原さんと現地調査を行いました。

立会人は譲受人の両親です。

14号の申請地は、説明にありましたとおり、立神北町に位置する農地で、現在、隣接する畑と一体で甘しょ栽培がなされた後に、耕うんされた畑です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は道、その外は畑です。

西側は分筆し農地として残る部分は、甘しょ畑として利用することです。

盛土をおこないますが、農地境界にはブロック壁を積み、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止します。

なお、畑への通路には砂利敷をします。

建物は、平屋であり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないように計画します。

雨水の流出については、溜樹及び北側の側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も北側市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号15号について報告いたします。

立会人は譲受人の代理人〇〇〇〇行政書士です。

15号の申請地は、説明にありましたとおり、妙見町に位置する集団的な農地で、現在、保全管理されています。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は道路、その周囲は畑です。

南側には、畑があり擁壁をし、西と東側にはブロック積みを施し、周辺への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、農地境界より建築し、日照通風等支障を及ぼさないよう計画します。

生活排水は合併浄化槽で処理後、北側の側溝へ、雨水についても北側の側溝へ排水します。

なお、南側農地境界において、高さ1m程度の擁壁を設置することから、農地所有者へ確認、承諾を得るよう伝えたところです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告終わります。

議長 次に、整理番号16号について、楠委員をお願いします

7番（楠委員） 整理番号16号について報告いたします。

4月17日 調査委員は、水野委員・私・桑原推進委員・事務局の前原さんです。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

16号の申請地は、説明にありましたとおり、栄本町に位置する農地で、現在、保全管理されています。

転用目的は建設用資材置場です。

申請地は、北側は里道、東側は田、南側は畑及び田・宅地であり、西側は、一体利用される墓地跡地です。

1.5mの盛土をおこないますが、東側及び南側農地境界は擁壁を設置し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

車の出入りは、同時取得し、一体利用する西側の隣接する墓地跡地から、おこないます。

雨水については、申請地内に水路を設け、西側の市道側溝により処理する計画です。

また、工作物の設置もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除計画、資金調達計画も示されており、周辺の農業等に及ぼす影響はこれまでと変わらないと思われるので、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか

(質疑なしと呼ぶものあり)

議長 ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号14号から16号までの3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 (利用権設定)

日程第6号議案第24号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号53-1号から57号まで利用権設定を受ける者 〇〇〇〇さん外4名、利用権設定をする者 〇〇〇〇さん外7名で設定面積は、畑が17筆で15,444㎡です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号53号の1から57号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第24号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

---

会議録署名委員 鮫島 裕次

---

会議録署名委員 水野 正子

---